

カンの「フェデラリズム」～“les motifs purs”による「反乱」

高橋 暁 生

はじめに

一七九三年六月二日、蜂起した八万の民衆に屈する形で、国民公会は賛成多数で二人の大臣と二九名のジロンド派議員逮捕を決定した。モンターニュ派が議会で優位を確立する一方、こうした中央の動きに反発した諸地方・都市が全国でいわゆる「フェデラリズム反乱」を起こす。そして、これを鎮圧することで初めてモンターニュ派が権力を完全に掌握し、強力な中央集権国家が出現するのであり、六月二日とその後「反乱」はフランス革命史を語る上で極めて重要なトピックである。

日本では小井高志以来、フェデラリズムに関わる本格的な研究はほぼ皆無に近い。一方欧米では主に地方都市のモ

ノグラフィの中でこの現象が研究者の関心を集め、個別研究が蓄積される一方、現象の一般的性格を描き出す試みもなされてきた。研究者によってニュアンスは異なるものの、この運動をジロンド派とモンターニュ派の党派対立の中で理解する、文字通りの連邦主義を見る、地域主義や階級的な利害対立図式の中で解釈するといった傾向は十九世紀半ば以来、基本的にソブールまで継承されてきたが、特に諸地方の具体事例の蓄積によって、一九八〇年代半ば、フェデラリズム解釈にある種の転換が起きる。ここでこの現象に関する現在の一般的解釈を簡単にまとめておこう。

まず第一にこの運動は文字通りの連邦主義や地方分権体制を志向したものではなく、むしろ中央集権的な国家体制を前提としていた。第二に運動に共通点があるなら、それ

はまずパリ市・パリ住民に対する反発・警戒であり、またモンターニュ派に対する敵意であった。第三に運動が王党派に真の意味でコミットしていたと考えるのは誤りである。

第四に背景の一つとして、ローカル・エリートの経済的不満が想定されうる。最後に、特にこれはフォレストに特徴的だが、運動の本質的原因はパリにおけるジロンド派追放ではない。反ジャコパン的な運動が一七九三年夏以前からローカルなレヴェルで存在し、フェデラリズムはその延長線上に位置づけられる。⁽⁵⁾

本稿の対象はバス・ノルマンディの首府カンである。リヨン、マルセイユ、ボルドー、あるいはトゥロンやニームと同様に、カンのフェデラリズムについても複数の研究があるが、各々問題を抱えている。グラルの作品はこの事件を党派的図式で捉えているという問題以前に、研究論文としての体をなしていない。⁽⁶⁾ペラールの著作は様々な点で重要だが、北西部一帯のジャコパン組織網を対象としておりカンに焦点を定めてはいない。⁽⁷⁾また「反乱を起こさなかった都市」リモージュとの比較でカンを見たハンソンの研究は、後述のように問題を抱えている。⁽⁸⁾ここではカンを中心として起きた運動の経過を追い、その基本的性格を明らかに

にすると同時に、研究史の問題点を意識しつつ、フェデラリズム一般の解釈に若干のニュアンスを付け加えることを目標としたい。

一 「反乱」への助走

運動はカンに集まった様々な組織の参加を見た。カンに庁舎を置くカルヴァドス県、カン・ディストリクト、カンの三行政機関、二つの政治クラブ、そしてカン市五つのセクションそれぞれの代表者で作る「抑圧への抵抗のための全体会議」が、少なくとも運動の初期に主導的役割を担った。この組織はやがて、運動への合流要請に応えた周辺諸県の参加を経て「抑圧への抵抗のために結集した諸県による中央会議」へと発展する。運動の後期にはここに参加したブルターニュ諸県の影響も大きくなるが、七月末に運動自体が瓦解するその時まで、中心は常にカンにあった。運動を主導した組織の一つ、カルヴァドス県議会には一七九三年夏の一年前から、のちの運動の土台となるような思想傾向が見られる。九二年六月のテュイルリ宮襲撃事件については、首都の秩序悪化に強い懸念を表明し、国民全体の運命を決めてしまうような特別な影響力を一コミュニ

ンとしてのパリ市が持つことに警戒心を露わにしている。またルイ十六世への態度が気にかかるが、以上のような主張の一方、国王への同情的コメントはほぼ皆無であることも強調しておきたい。⁽⁹⁾ カンに拠点を置く政治組織が危機感を強めていくのは、六月の事件以上に同じ年の九月虐殺がきっかけだった。十月末の県の書簡では、首都で「無辜の人々」を虐殺した「吸血鬼ども」に対する恐怖と憎悪を表明し、国民公会だけが共和国の運命を握っていることを確認しつつ、議会を開く場所は数々の陰謀の温床となりつつあるバリでなくてもよいと主張している。⁽¹⁰⁾ いわゆる「遷都論」がすでに現れている。九二年末に県議会メンバーは再編成されるものの、ここで見られた思想傾向はその後も引き継がれる。

共和政を支持し、国民議会を何より重視し、これを脅かしかねない「陰謀」を警戒する、このようなスタンスは一七九三年五月にかけて、県、ディストリクト、カン市、カン人民協会、五つのセクション集会の間で基本的に共有されていく。⁽¹¹⁾ これらに加え、この時期重要な役割を演じた組織に「カラボ協会」がある。史料のほぼ完全な欠損によってその詳細な行動や構成メンバーの総体は不明だが、上記

の政治組織と共同歩調をとったことは明らかだ。骸骨を揃えた印象的な腕章は協会の標語「法の執行さもなくば死」を表現し、⁽¹²⁾ 九三年二月の協会設立時の宣誓にも、「唯一不可分の共和国」への強い支持、王政への嫌悪、諸法遵守の姿勢、パリの「秩序破壊分子」への敵意などすでに見た傾向との類似点が見つかると。⁽¹³⁾ カラボ協会には県や市議会、ディストリクトのメンバーが中心的な立場で参加しており、⁽¹⁴⁾ スタンスが似るのは当然だが、さらにこの組織は一連の出来事の節目でむしろ運動を牽引する役割を演じ、時に県や市議会の命令を強制的に執行する実行部隊としても機能したのである。⁽¹⁵⁾

一七九二年の中頃から徐々に姿を現し、九三年春の危機を経て、また六月二日以降に幾つかのニュアンスを加えながら形成、各組織間で共有され、運動の基盤となった思想傾向は、複数の書簡や請願書から判断するならば、⁽¹⁶⁾ 概略次の四点にまとめることができよう。

第一に明らかな共和政への支持。カンの指導者たちに王政主義へのノスタルジーを見ることはできない。⁽¹⁷⁾ 第二に「国民代表理念」representation nationale への強い執着。この傾向は状況が切迫する五月後半以降特に顕著になる。

国民公会議員の「意見表明の自由と独立性」を絶対視し、これを脅かすパリの「一握りの破壊分子」への激しい敵意を抱く。まず国民公会がその「至高の権力」を行使し、こうした輩を排除し自らを守るべきだが、これが難しいと判断された時、あくまで彼らから国民公会を守り、首都に「法への尊重」と「秩序」を再建するという目的において、「県の軍隊」の必要性が主張される。第三にパリ民衆の暴虐に無策、またこれを扇動しているとして、モンターニュ派、特にマラに向けてられる批判。カン人民協会のパリのジャコバン・クラブとの提携関係解消の決断はこの流れの中で浮上したものだ⁽¹⁸⁾。第四に遷都への意識である。パリを「自由のゆりかご」として評価しつつ、国民議会との関係性という点では共和国の全市町村と等置し、いわば「パリの相対化」を提唱する。ただしだからといって、いかなる意味でも地方分権体制を支持する言説は見られず、かつ国民公会の絶対性は常に揺るがないのであって、カンの運動に文字通りの連邦主義を見ることはできない。「遷都論」とは要するに、議会を置くべき首都はパリのみに限らないというだけのことなのである。

六月二日の前後でいくらかの違いは見られるもの、ま

ずここで強調しておきたいことは、その政治スタンスの点で、カンにおいて「反乱」への助走はすでにジロンド派追放の何ヶ月も前から始まっていたという点である。ただし同時に、フォレストとは異なり、カンの運動をローカルなレヴェルでの激しい政治的コンフリクトの延長線上に位置づけることはできない。むしろカンに存在した各政治組織は以上見たようなスタンスを基本的に共有していたのであり、議事録や行政書簡、新聞、メモワールを参照する限り、これらの作成者が特に記述すべしと考えるような争いは、各行政機関の選挙が終了した一七九三年初頭以降全く確認できない。

二 カンのフェデラリズム運動詳細

五月三〇日カラボ協会の要請を受けて、県議会はカン市5つのセクション、カン人民協会、カラボ協会、カン・ディストリクト、そして県それぞれの代表者による「全体会議」を招集する⁽¹⁹⁾。これは二七日の首都における混乱を受けた結果だが、会議は「共和国は危機に瀕しており、大胆な対策が必要であり、国民公会を冒し隷属させたいと望む極悪人をここから引き離すことが急務」と結論し、「県

の軍隊」の召集準備とともに、九名の委員をパリへ派遣し、首都の情勢調査と、県の軍隊はあくまで公会を守るためだということをも「正確に」政府に伝えることを決定している。ただ県の軍隊に関する具体的な動きはまだしばらく見られないことから、なお最終的な態度決定をしかねていたとも言える。九名は六月一日早朝カンを出発する。八日に戻った彼らは全体会議でこの短くも刺激的な旅について詳細な報告をしている。⁽²⁰⁾

二日夕刻、サン・ジェルマン・アン・レを通過したとき、九人はすでにパリからの「不気味な騒音」を耳にしている。そしてその夜遅くのパリへの到着の様子を次のように描く。「我々は槍や棍棒で武装した無数の人々の間を抜けていった。彼らは左右に大砲を据え、国民公会へ向けていた。あらゆる大通りは彼らで一杯だった。」

パリに到着し、すでにジロンド派議員の逮捕が決議されたことを知る。騒擾を扇動したのはパリ市当局メンバート、マラに率いられた「血迷い、金で雇われた」者たちだった。大半のパリ住民は秩序回復を望んだのに、こういった一部の「秩序破壊分子」が広める「恐怖」や誹謗中傷に惑わされ、国民公会を圧迫する勢力と化した。一部には「術策」

に気づいて武器を置こうとした「温和な市民」もいたが、彼らは次々と逮捕されつつある。報告書が描くパリ住民は、市当局を含む確信的な「秩序破壊分子」、本来平穩を望むものの扇動された大半の民衆、一部の「温和な市民」の三層で構成される。このあと国民公会包囲、議員たちへの圧力が「血を好む恐ろしい脅し」として描かれ、「命を共和国に捧げようとする」議員数名の抵抗があったものの、結局逮捕のデクレが可決されてしまう。九人はこのデクレを「パリの出した陳情書の複製」と呼び、市当局の関与を再び強調する。この後九人は、「公会の演壇でモンターニュ派の専制主義と傍聴席の罵声に立ち向かう恐怖」「いたるところで聞こえる我々を逮捕しようとする声」にも関わらず、持参した書簡を公会に提出するための方策を探るものの、果たせず、事ここに至って、この「錯乱した町」を出てカンへの帰路につくことを決断せざるを得ない。

「午後五時、馬車はパリを出た。ところが我々は無数のスパイに見張られていた。彼らは議会に我々が赴いた時から張り付いており、パリの境を越えたところでようやく振り切った。」

この後彼らはウール県エヴルで奇妙な人物と同宿となる。

彼は執拗に「最近起きた出来事に関する我々の意見」を聞き出そうとする。九人があえてモニターニュー派に与する発言をすると彼は急に胸襟を開いてきた。旧ノルマンディ諸県をはじめ全国に自分のようなスパイが送り込まれる一方、諸県を抑え込み、逮捕した議員の裁判を行い、「パリ市が諸県に対する絶対的優位を獲得する」ための計画を内務大臣ガラヤモニターニュー派が練っている。こう告白したこの人物を、九人は即座にウール県当局につきだし、逮捕させている。⁽²¹⁾

運動の開始から六月末までにカルヴァドス県の政治機関が全国に送付した数々の書簡の中で、「スパイ」が身近に潜伏し、秩序攪乱、諜報、暗殺、誹謗中傷の流布などで活躍している点を繰り返し強調していることから、九人がこの出会いに衝撃を受けたことは間違いない。スパイだけでは⁽²²⁾ない。全国諸県への呼びかけ、国民公会やパリへの請願書・書簡等における主張を説得力あるものにするための具体的材料がこの報告から多く引用されていることから、九人の体験がその後の運動を導く重要な契機となり、同時に行動の正当性を支える一つの根拠になったと思われる。すでに前年から同様の事態への危惧を抱いていた人々に

とって、同僚が実際に眼にした光景は恐怖と不安を一気に増幅させ、具体的な行動へと踏み出させたのである。

実際、情勢は急展開する。八日、まずカラボ協会が動き、現国民公会の否認、五月二十七日以降出された命令・法律の無効、反革命家・マラ主義者を裁く裁判所の設立要求などを宣言する⁽²³⁾。九日、全体会議は『人権宣言』第二条の言葉をそのまま引いて「抑圧への抵抗」を宣言する。その上で、シュールブルル方面軍に派遣されていた国民公会議員ロムとプリウールの逮捕を決定する。県議会議事録では単に「復讐」としかコメントされないが、この決定は結果的に、運動瓦解の一つの契機となり、運動合流への諸県の躊躇も生んだ。⁽²⁴⁾ バイユ滞在中の二人を連行したのはカラボ協会だが、その様子をレポートしたある新聞が「慎重さと繊細さを要する重要な任務」と表現していることから、⁽²⁵⁾ 当事者たちにとってもナーヴァスになる事由だったのだろう。ちなみに二人は七月末に釈放されるまで、召使い・豪華な食事付きの十分な厚遇を受けた。⁽²⁶⁾ またこの九日以降、カンには続々とジロンド派議員が逃亡してくる。最大時に十八名も抱え込むことになったカンが、否応なく中央から強い警戒心を抱かれたことは想像に難くない。さらにこの後、全体

会議は特に北部・北西部の諸県に対して運動への合流を促す。十一日には、市議会がパリ向け食糧の流通差し止めを決定する。⁽²⁸⁾ またこの間、県の軍隊編成を急ぐと同時に、シェルブール方面軍司令官フェリクス・ヴァンファンを軍総司令官に任命している。つまり八日の報告直後から全体の動きが一気に急進化するのである。

しかしこの「反乱」、彼らの言う「抵抗運動」はすでにその初期段階から崩壊への予感を抱かせていた。その最たるものは肝心の県の軍隊召集がほとんどまならなかったことだ。六月十九日の最初の募兵は比較的簡単だった。⁽²⁹⁾ しかしこの日集結した四百名の大半は運動に当初から熱心だった「カラボ」である。彼らは二二日、バイユやヴィールの義勇兵と共にエヴルへと出発したが、ここで合流したレンヌからの部隊を合わせた二千人ほどが、軍事行動を起こした最初で最後の部隊となった。その後の兵の集まりは眼を覆うばかりだったようで、七月七日、ヴァンファンが県の軍隊へ加えようと義勇兵召集を行った時、点呼に応えたのはわずか十七名だけだった。⁽³⁰⁾ 原因はまだはっきりしないが、運動のリーダーやカラボの面々と一般住民の間に温度差があったことは疑いない。⁽³¹⁾

実際七月十三日、この二千人がパリからの軍とエヴル郊外のブレクルールで衝突した時、ほとんど戦闘にすらならず、特にカンの兵たちは一切の抵抗なく退却した。この敗戦によって「抵抗運動」は一気に崩れ去り、八月の初旬、カンは政府の「鎮圧軍」を受け入れ、市の象徴だったカン城塞の取り壊しを承認する。呼びかけ自体は最も広範囲に及ぶ一方、フェデラリズム陣営の中では最も早く政府に白旗を掲げることになる。

三 「反乱」のコンテクスト

ブレクルール潰走の理由はどこにあるのだろうか。特にカン部隊の主力だったカラボたちの熱意は明らかだったし、戦場にはカイユ、ブゴン等運動のリーダーもいたのに、このあっけなさはどういふことだろう。この行軍を指揮した司令官ジョゼ・ピュイゼの無策・無能が複数の史料で指摘されているが、⁽³²⁾ 潰走原因の本質とは言えまい。ここではむしろ、戦場にいた彼らのこの戦いに対する認識、またリーダーたちの運動全体への意味付けに注目したい。ピュイゼによれば、兵士たちは暑さを避けて古い城塞の溝に飛び込んだり、水を探しに出かけていて点呼に現れな

かったり、行軍途中の村の娘たちと「親しげに」談笑していた。銃撃が始まった途端彼らは一度も戦うことなく逃げ出す。ピュイゼ自身「パリの軍が攻撃してくるとは全く考えておらず」、靴擦れが悪化したため軍靴を脱ぎ部下に冷やさせていたところ、頭上を数発の銃弾が通過したので、軍靴もはずすにあわてて馬に飛び乗ったという。彼らの行軍には、戦場にあるべき緊迫感が極めて希薄なのだ。

運動終結後、リーダーの一人ルノルマンが事件の報告書を当局に提出している。³⁴ むろんそこに含まれる自己弁護の意図には留意すべきだが、内容は詳細で、彼ら指導者たちの心情をある程度率直に表現しているように思われる。ルノルマンは「反乱」当時県議会議長・カラボ協会の議長であり、九名の派遣委員の一人であり、また県の軍隊の一員としてブレクールも経験している、いわば最も熱心に運動に取り組んだ一人である。

すでに三月頃から、彼らはパリの民衆が国民公会に加える圧迫、議会内の党派対立に警戒心を強めていた。しかし混乱を煽る「陰謀家」の摘発、パリの秩序再建を目的とした十二人委員会設立のデクレは彼らを幾ばくか安心させたが、その後の展開に驚愕を覚える。「十二人委員会が、公

会に送り込まれたパリ各セクションの代表によって解体されたのだ。デクレが覆されたのである！パリから離れた地において、無傷の愛国主義で知られる数人のジャーナリストを通して判断するしかなかった。自由を踏みじろうとする少数派がパリで優勢になり、実際に国民公会を屈服させた。「中略」すでに自国が最も恥ずべき専制主義に支配され苦しんでいると誰もが信じた。隸従するべく作られた人間のみが冷たい沈黙を守っていた」と述べる。このあとパリの報告内容が要約され、この経験によって自分は疑念と不安を強くしたという。さらに逃げてきたジロンド派議員たちが「全国六九の県が蜂起した」と告げた。ルノルマンらにとって「旧ブルターニュの各県、ボルドー、マルセイユなど当時までその愛国主義と自由への犠牲によって名を知られた」諸地方が蜂起したという話は、「この抵抗の動機付けが善良であるという確信」をもたらした。そしてブレクールでも、パリ側からの「不意の鉄砲の一撃」は自分たちの敵意を煽るところかむしろ内戦の恐怖を抱かせた。なぜなら「市民は彼らの持っていた意図から考えて、パリへの到着が抵抗を受けるとは想像だにしていなかった」からである。既述のように、パリには「一部の破壊分

子」に意図せず扇動された多くの民衆と、抑圧される「温和な市民」がいると見られていた。運動開始前の複数の文書では、特にこの「温和な市民」が解放されるのを待ちかねていて、自分たちは彼らと「友愛の絆を結びに」行くのだと繰り返し宣言している⁽³⁵⁾。以上のようなこの運動に対する認識は、ブレクルールあのどかな風景、ピュイゼヤルノルマン等の「攻撃を受けるとは思わなかった」という証言を部分的に説明するに思われる。ルノルマンは報告をまとめて次のように言う。

「各々が各々にとって、純粋な精神の証人である。誰一人として、自身が王党派やフェデラリストであると考える者はいなかった。自由を守り、唯一不可分の共和国を維持し、パリを抑圧から解放し、国民公会を再興し、冒瀆された国民主権のかたきをとりに行くのだということを皆が確信していた。」

他にも運動の指導者たちが報告書を提出しているが、どれも似たような内容である⁽³⁶⁾。繰り返し返すように、「反乱者」側の見解をそのまま信じることはできない。実際、後に触れるような意味で、ルノルマン等リーダーたちの心情は単純ではなかった。ただ、いわば彼らとは真逆の立場からの

証言が、ルノルマンの見解が一面の真実を表していることを示唆する。鎮圧軍入城後、中央の保安委員会から委員ジャン・ジュリアンが派遣されてくる。彼の任務は「反乱」指導者や戦場を経験した一般兵士らの尋問、罪状確定、また「反乱」の原因調査にあった。一連の調査・尋問を経て、ジュリアンは次のように報告をまとめる⁽³⁷⁾。

まず彼は六月二日以前より、特にパリ市とモンターニュ派を中傷する新聞がカンに誤った情報を伝え続けており、また例の九人の報告が「反乱」を最終的に導くことになったと指摘する。彼は個々人への尋問の結果、運動参加者の大半が「だまされた」「(このような事態は)予想もしていなかった」者たちであり、「反乱軍はパリへ赴くために(軍に)登録したのであって、パリ住民と戦うためではない」と断言する。憲法が公布され「次第に国民公会の意図が伝わりつつあった」時期には、兵の集まりは驚くほど悪かったとも報告する。もちろんジュリアンは、パリへの供給停止、新憲法の批准拒否などを挙げてカルヴァドスの行動を厳しく糾弾している。しかし運動に参加した一般市民はもちろん、これを主導した「会議」のメンバー大半についても、逮捕・革命裁判所送致は見送るよう進言する。さ

らに結局、県総代理官のブゴン・ロングレヤ、ジュリアンが「最大の策謀家」と呼ぶルノルマン、「狡猾で危険」とされたカイユといったリーダーですら、逮捕はされるもののパリの革命裁判所へ送られることはない。⁽³⁸⁾カンへの鎮圧軍入城が「歓呼を持って迎えられ」、兵士宿舎を市民が進んで提供したことを評価しつつ、ジュリアンは運動を「意図せぬ過ち」と表現した上で、最終的に次のようにカン擁護する。

「我々はカン市に対する中傷的な主張が新聞に印刷されたのを知っている。革命開始以来、共和国の長女「パリ」と並び立つ威厳ある存在であり続けたカン市民が、城壁の中からアリストクラートと破壊分子を狩りだしたこともあるカン市民が、あたかも突然反革命容疑者、フェデラリスト、死刑にふさわしい裏切り者になってしまったかのよう⁽³⁹⁾に。」

実際、この後やってきた派遣議員は皆、カンにある各行政機関や人民協会の再編、カラボ協会の解散などを行うものの、処刑は行われず、リヨンなどでの血なまぐさい粛清と比較するなら極めて穏便な措置しか見られない。少なくともカン市民に実際に会い、調査をしたジュリアン等が、

上記のような最終判断をしても良いと判断するに足る状況が眼前に存在したのだから。

運動参加者の意図を考えるために、さらに別の史料を挙げよう。実は「反乱」を主導した人々の間には、国民公会あるいは「パリの良き市民」に「誤解されること」を極度に恐れる様子をうかがうことができる。そもそもパリに派遣された九人の目的も、地方側の意図を政府に「正確に」伝えることにあった。また六月十六日、カン人民協会はカルヴァドス県当局に対し、「パリで秩序を打ち立て、国民公会を再び統一する」ために県の軍隊がパリへ向かおうとしているが、この行動がパリの人々に誤解される恐れがあるので、前もって、行軍の意図を明確に説明する書簡を送るべきだと訴えている。⁽³⁹⁾同じ人民協会では七月初旬、この問題を巡って激しい議論が展開する。メンバーの一人は行軍が後に「兄弟殺し」として非難され、歴史に汚名を残してしまう可能性に言及している。これを受けて人民協会は、行軍は「友愛の精神」を伝える書簡を再度送った後に開始されるという決定を下す。⁽⁴⁰⁾こうした姿勢は他の機関にも共有されており、彼らは何よりも行動の趣旨を誤解されることを避けたかった。軍派遣の意志を繰り返して政府に伝える

と同時に、あくまでその意義は否定されない。つまり、こうした書簡が軍事行動成功のための戦術だったという可能性はほとんど排除してよいと考える。運動挫折後逮捕された老軍人がいた。彼は投獄されてなお、自分たちの行動の正しさに信念を持ち続け、一七九五年三月になって、つまりモンターニュ派失脚後ようやく派遣議員に対し初めての釈放嘆願書を書く。⁽⁴²⁾ その中で彼は「県の行政官もデイストリクトの代理官も、「中略」この運動を反革命として告発したデクレにショックを受けてしまった」と述べ、リーダーたちの戦意喪失をあざ笑うが、おそらくこの指摘は的を射ている。彼らは反革命、王政主義者やフェデラリストと見られることを神経質なほどに恐れていたのである。

四 おわりにく運動の意味づけと解釈

ポール・ハンソンはカンのこの運動の背景として、ある一つの史料を根拠に、⁽⁴³⁾ まず派遣議員制度に対する不満を読み取り、これを中央集権化への政治的反発と解釈する。経済的には、最高価格令に代表される統制経済政策への大きな不満を指摘する。しかしこれは、考察の際の図式重視の姿勢ゆえ導かれた解釈であり、いかにも無理がある。後の

議論のためにもここで簡単に反論しておこう。

政治的な反発だが、ハンソンの挙げる史料は、派遣議員はその（特に臨時の）任務について国民公会で詳細に報告すべきと述べるに過ぎず、派遣議員制度一般の廃止を主張するわけではない。カンの人々は国民公会の権威の「絶対性」を繰り返し主張したのであり、ここでの意図も、公会の意志から離れた派遣議員の恣意的行動の牽制にあつたと解釈され、むしろ中央集権的な体制への支持と考えられる。さらに経済的な不満についてだが、ハンソンはただこの史料の文言の中に「最高価格令についてそのさらに厳格な強化」が主張されていないことを根拠としており、⁽⁴⁴⁾ この推論自体論外だが、ここではむしろ明らかな反証を挙げておこう。

一七九三年三月二三日、カルヴァドス県議会は国民公会にある請願書を提出している。⁽⁴⁵⁾ 国内外の危機への不安を述べ、また共和政に対する「不滅の忠誠」を熱っぽく語った後、まずパリにおける革命裁判所設置を絶賛する。「純粹で揺るぎなく、清廉なincorruptible腕で国民の剣を持つ」この裁判所こそが「反革命のヒドラの首」を切り落としてくれるだろう。請願書は続いて「富裕者への戦争のた

めの課税」を要求する。「富裕な人間はその財産の防衛が必要とする出費に見合った負担をすべきであり、財産を出し惜しみせず、貧者が自身の血を使ってなすのと同じくらいのことはずべきだ」と主張する。そして最後に、「穀物の最高価格」を定めた1年間の時限立法を要求する。「ほとんど財産を持たない階級の存亡」「国内秩序の維持」そして「革命の成功」がそこにかかっている。こうした傾向は県議会だけのものではない。⁽⁴⁶⁾カン市議会ですでにこの年の一月の時点でパン価格公定に踏み切っており、カラボ協会はその設立直後から市場での価格統制を指導する役割を担う。⁽⁴⁷⁾つまりカンのリーダーたちは富裕者への課税を要求し、また正規の最高価格実施以前から価格統制を積極的に推進するのであり、ハンソンの主張はこの現実を全く無視している。またこの点で、ハンソンに依拠したフォレストの解釈、すなわちこの事件の背景に革命の経済政策への不満を想定することはカンについては難しい。⁽⁴⁸⁾

ジロンド派とモンターニュ派の最大の相違点は民衆運動への対応の仕方であり、具体的には経済的自由の原則にこだわる前者と、革命防衛を優先し、特に価格統制という点で民衆への譲歩も是とする後者との対立という形で現れる。

もし経済的不満に関するハンソンの指摘が正しければ、カンの運動にジロンド派的な色彩を見るべきかもしれないが、事実はむしろ逆である。以上見たスタンスは、運動鎮圧後に至るまで基本的に否定されないのであり、通常モンターニュ派の政策と解釈される革命裁判所設置への賞賛も考慮するならば、カンのフェデラリズム運動をジロンド派の思想傾向と直結することは限りなく難しいと言えるだろう。

カンの人々にとって、その「抵抗運動」の動機はどこにあったのか。ここまで見てきたように、その最大のファクターがある種の政治信条にあったことは疑いない。ただそれは、共和政に代わる他の政体への愛着であるとか、急激に進みつつあった国家の中央集権化への反発ではない。カンの運動が共和主義を支持し、かつ文字通りの地方分権体制や連邦主義を拒否していたことは確かである。彼らが立ち上がったのは、まず何よりも「国民代表の理念」が傷つけられた、破壊されたと認識したからに他ならない。ルノルマンにとって、十二人委員会設立の意図はどう見ても善良に思えたのであり、むしろ設立決定のデクレ、すなわち国民代表の意思の表明が一コミュニケーションであるはずのパリの

セクシヨン民衆によって破棄されたということが大問題であった。

パリの暴徒が秩序を乱していることに対する警戒心は、すでに一七九二年の中頃から確認できる。九三年春になると、彼らが自分たち国民の代表である議員たちの「意見表明の自由と独立性」を脅かしているという強い警戒心、恐怖心を抱くようになる。一年近くにわたり蓄積されたそうした不安を爆発させる引き金となったのは、その不安がほぼそのまま現実となったような九名の報告内容だったのであり、「反乱」の直接の原因をここに見ることもできる。

国民代表の理念が実際に攻撃されたと認識した彼らにとって、県の軍隊派遣という決断そのものは当然の結論とも言えた。軍隊派遣という行為自体、反乱でなくて何であろうとも思うが、当時「県の軍隊」という言葉は愛国的行為と結びつく可能性を持っていたし、⁽⁴⁹⁾ 実際そうした認識は諸県だけでなく、一時政府も共有していた。基本的にはこの時の行軍も、カンの人々にとっては愛国的行動だった。カン市議会議事録は、共和国軍が4人の派遣議員と共にカンに入城するという知らせを受け、次のような市代理官の言葉を記録する。発言に込められたある種の悔しさと虚しさは、

特に運動に積極的にコミットした人たちが共有する感情だったに違いない。

「動機は、純粹だった。しかしこの純粹さは正当に評価されることなく、我々は中傷を受けた。人々は、カルヴァドス県の住民をこの大家族を分裂させる反乱者としてしか見なかったのだ。⁽⁵⁰⁾」

ただし、運動の本質的な契機がこのような政治的義憤にあったにせよ、一方で、ルノルマン等リーダーたちが運動に踏み切る際の心情は単純ではなかった。「県の軍隊」構想自体はすでに一七九二年の秋から見られ、国民公会に対する脅威への警戒心は遅くとも九三年の初頭から明らかに、具体的な行軍準備は九人の報告以降ようやく始まる。仲間の実体験を耳にして初めて、行動へと踏み出す決意が固まったのだ。また運動のリーダーたちは、行軍の目的を幾度にもわたってパリに書き送っていた。行軍の意志も共に繰り返し伝えていたことから、そこに彼らの動機の「純粹さ」を見たわけだが、ここには同時に、自分たちの行動が正当と判断されない可能性への切実な恐れが見られる。既述のように、ルノルマンの証言を全くの偽りと捉えるのは適當ではない。しかし、彼らがパリからの攻撃の可能性

を文字通り全く想定していなかったと考えるのも、あまりにナイーヴだろう。

七月初旬の段階でなお、「兄弟殺し」の汚名の可能性をめぐって人民協会で巻き起こった議論からするなら、少なくとも運動のリーダーたちについては、自らの行動の結果に対する強い不安を払拭できないまま、しかし結局踏みとどまらずに「抵抗運動」を開始したと捉えるのがより正確だろう。なぜか。ここで指摘しておきたいのは、リーダーたちが手にしていた情報の偏りである。特に一七九二年秋以降、彼らに「パリの暴徒」の様子を毎日のように伝えたのはロモン、デュ・キュシといったジロンド派寄りのカルヴァドス出身議員であった。⁽⁵¹⁾ またルノルマンの証言にある「数人のジャーナリスト」の中に、少なくともジロンド派のアントワヌ||ジョゼ・ゴルサが含まれていた。ジュリアンはその報告の冒頭、カンの運動の直接かつ最大の原因として、『ゴルサ通信』による中傷、偽情報流布を指摘する。⁽⁵²⁾ 九人のパリ行での実体験が運動開始の直接のきっかけだったと述べたが、六月二日の経緯に限っては彼ら自ら眼にしたわけではない。彼らが情報収集したのは、デュ・キュシ等が紹介したベティヨン、ランジュイネ、バルバル

といった錚々たるジロンド派議員である。その一方、いわゆるモンターニュ派や平原派の議員たちとの接触・交信は、確認した限りほぼ皆無である。⁽⁵³⁾ おそらく彼らが手にした情報には大きな偏りがあった。九三年初頭にジャコバン・クラブとの関係を切っており、クラブ、カン人民協会を通じた情報収集の経路を失っていたことは、おそらくこの意味で決定的であった。

六月二日のジロンド派議員逮捕がパリ民衆の巨大な圧力の中でなされたことは事実として否定できない。しかし「反乱」に踏み切った人々の言葉には、パリ市やモンターニュ派に対する突出した敵意が見られる。根拠希薄な多数の疑惑を指摘されるパリ市長バシユアマラは、人間ならぬ怪物として描かれる。⁽⁵⁴⁾ また行政機関、人民協会、カラボ協会などの主張には、フランスの現状を「共和政ローマ末期」になぞらえるレトリックが極めて頻繁に登場するが、⁽⁵⁵⁾ これらはジロンド派の言説の特徴である。おそらくパリに関する情報の偏りゆえに、彼らの全般的な状況判断に、特にジロンド派の影響が見られたことは指摘すべきだろう。ただし既述のように、個々の政策レヴェルではカンの人々はむしろモンターニュ派のスタンスを共有していたの

であって、やはりカンの「フェデラリズム」は単純な党派
対立の図式では解釈できない。むしろここで、政策では支
持し得たモンターニュ派を、総体としてあれほどまでに嫌
悪し非難したのはなぜかと問うてみるなら、カンの運動の
主要な契機が明らかになる。最重視する「国民代表の理
念」がパリで損なわれた。国民公会を解放し、革命を救わ
なければならぬ――。情報の偏りという側面は決して軽
視できないが、結局彼らの「抵抗運動」を支えたのは、こ
うしたある種「純粹な」政治的発揚であった。

- (1) 本稿では、政治的意味合いの強い「反乱」ではなく、
できる限り「運動」「フェデラリズム運動」という名称を
用いる。
- (2) 例えば小井「革命初期のリヨンの民衆クラブとシヤリ
エ派」、『土地制度史学』、八八号、一九八〇年七月、四四
―六四頁。ただしフェデラリズムの前段階におけるリヨ
ン・サン＝キュロット層の分析に重点がある。なお竹中幸
史も近著『フランス革命と結社―政治的ソシアリティによ
る文化変容』、昭和堂、二〇〇四年で触れてはいるが、現
象自体の分析を主眼としたものではない。
- (3) フェデラリズム研究の嚆矢となったヴァロンとソブー

ルとはその思想的立場は真逆だが、運動の解釈枠組みは
共通している。WALLON (Henri), *La Révolution du 31
mai et le Fédéralisme en 1793 où la France vaincue par
la commune de Paris*, Paris, 1886, 2 vols.; SOBOUT (Al-
bert), *Précis d'histoire de la Révolution française*, Paris,
1964, pp.253-264.

- (4) モナ・オズーフ (河野健二訳)「連邦主義」、『フラン
ス革命事典Ⅰ』、みすず書房、一九九五年、二二二―二三
五頁。

- (5) FOREST (Alan), "Federalism", in BAKER (K.-
M.) & LUCAS, (C.), *The French Revolution and the Crea-
tion of Modern Political Culture*, London, 1987-1990,
vol.2, pp.309-327.

- (6) 例として GRALL (Jeanne), "L'insurrection girondine
en Normandie", *Cahiers Léopold Delisle*, t.15, 1966, pp.
17-30. 彼女の著作は引用注が皆無じょう。

- (7) PEYRARD (Christine), *Les Jacobins de l'Ouest. So-
ciabilité révolutionnaire et formes de politisation dans le
Maine et la Basse-Normandie (1789-1799)*, Paris, 1996.

- (8) HANSON (Paul-Robert), *Provincial Politics in the
French Revolution, Caen and Limoges 1789-1794*, Louisi-
ana state U.P., 1989.

- (9) Archives départementales du Calvados (A.D.C.), 2 L18, Minutes des Procès-verbaux de séances du Conseil et du Directoire du département
- (10) A.D.C., 1 L 25, Correspondance active et passive du Conseil général du département
- (11) Archives municipales de Caen (A.M.C.), 615Edt 517, "Adresse du Conseil général du département du Calvados aux représentants du peuple français", 2004.1793
- (12) VAULTIER (M.-Cl.-E.), *Souvenirs de l'insurrection normande dite du Fédéralisme, en 1793*, Caen, 1858, pp. 130-131
- (13) A.D.C., 2 L21, "Procès-verbal de la réunion des carabots de Caen", 1202.1793
- (14) ESSNAULT (P.-F.-L.), *Episodes de la Révolution à Caen; Mémoire sur Caen (années 1789-1800)*, Caen, 1839, p.102
- (15) VAULTIER, op. cit., pp.135-136
- (16) A.M.C., 615Edt119, "Rapport sur les Assemblées nocturnes des Sections et le discours de Louis Caille", 3005.1793; 615Edt517, "Adresse des Administrateurs et procureur général syndic du département du Calvados à la Convention nationale", 0201.1793; "Les Habitants du Calvados aux Habitants de la Manche", 1206.1793; "L'Assemblée Centrale de résistance à l'Oppression, des Départements réunis, séante à Caen, aux Citoyens Administrateurs du Département de la Seine-Inférieure", 1906.1793; A.D.C., 2 L18, op. cit.; 2 L142, "Proclamation des autorités constituées, des députés des Sections et des Sociétés populaires de la ville, Citoyens de Caen réunis en Assemblée générale", s.d.; 4 L 224, "La Société républicaine de Caen aux Sociétés populaires de l'empire", s.d.
- (17) A.M.C., 615Edt119, Registre des délibérations du Conseil général de la Commune
- (18) VAULTIER, op. cit., pp.122-123
- (19) A.D.C., 2 L18, op. cit.
- (20) A.M.C., 615Edt517, "Compte rendu le 8 juin 1793, aux Corps administrati et judiciaires, commune, Sections, et Sociétés populaires de Caen, par les Commissaires envoyés à la Convention"
- (21) 橋一「1793年6月のカエンの革命情勢」、『フランス革命とフランス』(1997年、法政大学出版局) 175-180頁
- CARON (Pierre)(publiés par), *Rapports des agents du Ministre de l'Intérieur dans les départements (1793-*

- and*), Paris, 1913-1951, vol.2, pp.9-49
- (22) 憲法會議 A.D.C., 2 L142, “Extrait des délibérations de l’Assemblée générale”, 09.06.1793
- (23) VAULTIER, op. cit., pp.138-140
- (24) A.D.C., 2 L18, op. cit.
- (25) 憲法會議 Archives départementales de la Seine-Maritime, L18, “Discours d’Anquetin de Beaulieu”, 14.06.1793
- (26) VAULTIER, op. cit., p.140
- (27) A.M.C., 615Edt517, “Papiers concernant la détention de Romme et Prieur”
- (28) A.D.C., 2 L142, “Rapport à l’occasion des denrées arrêtées en la ville de Caen”, 11.06.1793
- (29) LONGUET (Paul), “Caen dans la tourmente révolutionnaire (1787-1800)”, dans *Histoire de Caen*, Toulouse, 1981, p.191
- (30) VAULTIER, op. cit., p.22
- (31) ESSNAULT, op. cit., p.137
- (32) Bibliothèque municipale de Caen (B.M.C.), Rés.Fn.Br.C347, “Le Citoyen Julien-François-Thomas LA BARBERIE SAINT-FRONT, ... au citoyen P.A.Loseau, représentant du peuple en mission”, 09.03.1795 ; Rés.Fn.Br.C315, “Compte que rend le général Joseph Puyssaye, à l’Assemblée générale des Départements réunis en résistance à l’oppression”, 21.07.1793
- (33) Ibid.
- (34) A.D.C., In 8°. 4568, LENORMAND (P.-J.-R.), “Précis exacte des motifs qui ont déterminé l’insurrection du département du Calvados, et des faits qui l’ont accompagnée”, 1793
- (35) HANSON, op. cit., pp.184-187
- (36) A.D.C., 2 L27, Dossier “Représentants du peuple en mission : Missions Lecointre, Romme, Prieur de la Marine”
- (37) B.M.C., Rés.Fn.B404-2, JULIEN (Jean), 1 ère partie : *Précis des causes de l’insurrection du département du Calvados, et de la ville de Caen en particulier* ; 2ème partie : *Rapport fait au nom du Comité de Surveillance et de Sûreté générale sur les administrations rebelles, Paris-Caen*, 1793.
- (38) 憲法會議 HANSON, op. cit., pp.159-189
- (39) A.D.C., 2 L142, “La Société républicaine de Caen aux administrateurs du département du Calvados”, 16.06.1793

- (46) A.M.C., 615Edt536, "Extrait du procès-verbal des délibérations de la Société populaire de la ville de Caen", 02 ou 03.07.1793
- (47) A.M.C., 615Edt119, Registre ..., op. cit.: A.D.C., In 8° 4668, "Réponse de l'Assemblée générale du Département du Calvados à la lettre adressée par Pache", 21.06.1793
- (48) B.M.C., Rés.Fn.Br.C347, op. cit.
- (49) HANSON, op. cit., AppendixI. 111頁以下取らば、その「諸要求」自体、その作成過程からして、カンの人々の意志を直接反映したものは言う難い。
- (47) Ibid., p.145.
- (49) A.M.C., 615Edt517, "Adresse des membres du directoire et procureur général syndic du département du Calvados, à la Convention national", 23.03.1793
- (49) A.M.C., 615Edt517, "Arrêté de l'Assemblée générale des autorités constituées réunies au chef lieu du Département du Calvados", 21.06.1793
- (47) A.M.C., 615Edt119, Registre ..., op. cit.
- (49) FOREST, op. cit., p.317, 321. ただし彼は経済的暴力は運動の主要コンテキストではなると括弧を。
- (49) DE FRANCESCO (Antonio), "Naissance et mort d'une démocratie municipale. Pratiques de gouvernement direct dans la révolte fédéraliste", dans *Actes du Colloque de Marseille en sep.93. Les fédéralismes. Réalités et représentations 1789-1874*, Aix-en-Provence, 1995, p.300; *Archives parlementaires*, t.57, pp.34-35.
- (48) A.M.C., 615Edt119, Registre....., op. cit.
- (45) 邦訳 "Lettre du Cussy", le 31.10.92, citée de VAULTIER, op. cit., pp.148-149.
- (45) B.M.C., Rés.Fn.B.404-2, 1ère partie, op. cit.
- (45) 頻度の点で比較にならないうが、同じカン出身で唯一のメンバーに派寄りの議員カネとは書簡をやりとりしている。VAULTIER, op. cit., pp.122-123
- (45) A.M.C., 615Edt517, "Déclaration que fait à la France entière, l'Assemblée centrale des Départements du Nord-Ouest, des motifs et de l'objet de sa formation", s.d.
- (45) 例がパブリの講話やカンベリト事件ではなからぬ。A.M.R., 615Edt517, "Adresse ...", 20.04.1793, op. cit.
- (45) カネーン、前掲論文、一三六頁。

一〇〇五年 三月三〇日受稿
 一〇〇五年 四月二十五日レビューの審査
 をくめて掲載決定

(日本学術振興会特別研究員)